

秋田県後期高齢者医療広域連合告示第8号

秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険一部負担金保険者徴収事務取扱に関する要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積



秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療保険一部負担金保険者徴収事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第67条第2項の規定による処分（以下「保険者徴収」という。）の請求の取扱いに関し、必要な事項を定めるとものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「一部負担金」とは、法第67条第1項の規定により算定した額（法第84条第1項の規定により高額療養費が支給される場合にあっては、当該算定した額から高額療養費の支給額に相当する額を控除して得た額）をいう。

(保険医療機関等の義務)

第3条 法第65条に規定する保険医療機関等（以下「保険医療機関等」という。）は、法第67条第2項の請求（以下「保険者徴収の請求」という。）をしようとするときは、同項の善良な管理者と同一の注意（以下「善管注意義務」という。）をもって被保険者から一部負担金の支払を受けることに努めたことの認定を受けなければならない。

(善管注意義務の一般的原則)

第4条 前条の認定は、客観的事情に基づき具体的事案に即して広域連合

長が行うものとする。ただし、一部負担金の支払を受けるために行った保険医療機関等の対応が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を行わないものとする。

- (1) 療養の給付が行われた際に一部負担金を支払うべきことを告げるのみであるとき。
- (2) 各月分の診療報酬の請求前に行う催促が口頭のみであるとき。
- (3) 再診の際に、一部負担金の支払を催促していないとき。
- (4) 被保険者が入院療養を受けていた場合にあっては、次に掲げる対応が行われていないとき。

ア 被保険者又は被保険者以外の少なくとも1名（家族、身元保証人、代理人等。以下「家族等」という。）に対し、一連の療養が終了し、一部負担金の支払を求めたとき（以下「療養終了後」という。）から、少なくとも1カ月に1回、電話等で支払を催促し、その記録を残していること。

イ 療養終了後から3カ月以内及び6カ月経過後に、内容証明の取扱いをする郵便物による督促状を送付し、その記録を残していること。

ウ 療養終了後から6カ月経過後に、少なくとも1回は支払の催促のため被保険者の自宅を訪問し、その記録を残していること。（保険医療機関等の所在地から被保険者の自宅まで通常の移動手段でおおむね30分以上かかる場合には、近隣の家族等を訪問するか、被保険者又は家族等と直接面会し、支払の催促を行い、その記録を残していること。）

エ 被保険者が支払うべき一部負担金の支払に係る連帯保証人を定め、かつ、当該連帯保証人に対してもアからウに掲げる対応と同等の対応をしていること。

（保険者への催促要請及び申立）

第5条 保険医療機関等は、善管注意義務をもって被保険者から一部負担金の支払を受けることに努めたにもかかわらず、当該被保険者とその支払をしない場合であって、次の各号のいずれにも該当するときは、広域

連合長に保険者徴収の申立をすることができるものとする。

(1) 当該一部負担金の支払義務が発生した日から起算しておおむね3カ月を経過後、広域連合長に対して文書による催促協力の要請を行っていること。

(2) 当該一部負担金の支払義務が発生した日から起算しておおむね6カ月を経過していること。

- 2 保険医療機関等は、保険者徴収の申立をするときは、秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年3月28日規則第2号。以下「規則」という。）第26条第1項の後期高齢者医療一部負担金未収金徴収申立書（様式第32号。以下「申立書」という。）に善管注意義務をもって被保険者から一部負担金の支払を受けることに努めたことを証明する書類を添えて広域連合長に提出しなければならない。

（保険者徴収の開始）

第6条 広域連合長は、保険医療機関等から申立書の提出があった場合は、その内容を審査し、善管注意義務をもって被保険者から一部負担金の支払を受けることに努めたことが認定でき、かつ、被保険者が次の各号のいずれにも該当する場合に限り、保険者徴収を開始するものとする。

(1) 処分の対象となる一部負担金の額が60万円を超えているとき。

(2) 被保険者について、後期高齢者医療保険料の滞納処分を実施することができる状態にあるとき。

- 2 広域連合長は、保険者徴収を行わないこととしたときは、当該保険者徴収を請求した保険医療機関等に対して、規則第26条第2項の後期高齢者医療一部負担金未収金徴収申立却下通知書（様式第33号。以下「申立却下通知書」という。）により前項の申立の却下を通知するものとする。ただし、広域連合で申立書を受理してから1カ月以内に、保険医療機関等に対して申立却下通知書で報告しなければならない。

（保険者徴収の一部負担金の額）

第7条 保険者徴収に係る一部負担金の額は、当該保険者徴収の請求額又は診療報酬明細書に基づく一部負担金の額のいずれか少ない額とする。

- 2 前項の診療報酬明細書に過誤があるとき、又は当該診療報酬明細書が再審査になるときは、診療報酬の額が確定したときに、保険者徴収に係る一部負担金の額を確定するものとする。

(保険者徴収の方法)

第8条 広域連合長は、保険者徴収を開始したときは、当該保険者徴収に係る被保険者に対し文書によりその旨を通知し、納期限を定めて当該保険者徴収に係る一部負担金の納入の通知を行うものとする。

- 2 広域連合長は、前項の納期限までに同項の一部負担金が納付されないときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の3第1項の規定により、期限を指定してこれを督促するものとする。

- 3 広域連合長は、前項の規定による督促を受けた被保険者が同項の期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、法第113条の規定により、保険者徴収を行うものとする。

(徴収金の交付)

第9条 広域連合長は、保険者徴収の請求をした保険医療機関等に対して、保険者徴収した額のうちから当該滞納処分に係る額を差し引いた額を当該保険医療機関等に交付するものとする。

(保険者徴収の結果の通知等)

第10条 広域連合長は、保険者徴収の請求に係る一部負担金について、その全部を徴収したとき、又はその全部若しくは一部を広域連合長の定める期間内に徴収できなかったときは、当該保険者徴収を請求した保険医療機関等にその旨を文書で報告し、当該保険者徴収の手続を終了する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。